

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 10 月 2 日現在

機関番号：32649

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530688

研究課題名(和文) 社会的災害の被害救済に係る横断的・総合的制度研究

研究課題名(英文) Comparative study on the relief institutions of victims due to man-made disasters

研究代表者

尾崎 寛直 (OZAKI, HIRONAO)

東京経済大学・経済学部・准教授

研究者番号：20385131

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)： 公害・薬害・職業病などの社会的災害において同様の障害を負っても事件ごとにバラバラの救済の仕組みとなっている現状について、分野横断的に比較制度研究を行い、個々の制度改善につなげるとともに、一定の内容を統一した迅速な救済を可能とする総合的救済制度の必要性について提言することを目的としたものである。

それは、従来「認定」の線引き(基準)をめぐって被害者-加害者間で長年続いた不幸な紛争を防止することや、一時金や医療給付以外の生活再建・社会復帰、地域生活を保障するための非金銭的なサポートを充実する上でも重要なことである。

研究成果の概要(英文)： It is well-known there are a lot of people with damages derived from some social causes, such as pollution, drug-induced sufferings, occupational diseases, food contamination diseases, and so on.

However, there has been a large gap in compensation for damages between those victims, even if people got similar damages. The system to assist them is different each other. Actually, there are differences and gaps in the standard of compensation, contents, and institutional design of assist system.

Our cross-sectional study can make clear several aspects to be improved in each relief institutions, and require the framework including comparable indicators.

研究分野：社会政策・環境政策

キーワード：被害補償 社会的災害 横断的比較制度研究

1. 研究開始当初の背景

環境汚染等に起因して発症した疾病の結果、死亡したり、深刻な健康障害が引き起こされて日常生活に支障を来したり、多額の医療費負担や仕事への悪影響(失業)などに苦しんでいる被害者に対して、現在わが国に総合的な被害補償制度は存在しない。なぜなら、それぞれの被害者・支援者による運動・裁判などにより、個別の被害補償・救済の仕組みがつくられてきた経緯があるからである。結果的にはそれらは別建ての補償システムとして存在している。

その結果、各々の補償システムは、民事上の損害賠償の性格がどの程度加味されているかという面で差異があるだけでなく、給付内容や水準、制度設計などにも相当な差異があることである。そのため環境被害の種別は違っても同程度の病苦を被った被害者にとって、この差異は生活の維持やQOL(生活の質)にも大きな格差をもたらす要因となりうる。この「差」を調整するような総合的な法律等は、今のところ存在しない。

2. 研究の目的

以上のように、社会的災害で同じ障害を負っても事件ごとにバラバラの救済の仕組みとなっている現状を分野横断的に比較研究(実地調査含む)しながら分析を行うこと、そして金銭的給付では解決し得ない被害者の日常生活面での回復と地域再生について、どこまでを救済の課題と捉えていくべきか実態の調査をふまえた問題提起を行うこと、が本研究の主要な課題である。最後にそれらをふまえて、我が国における総合的な救済制度の創設を提言していくことをめざしている。

3. 研究の方法

「今日の環境被害に係る救済制度のあり方に関する研究」(平成 20~22 年度、課題番号 2038513、研究代表・尾崎寛直)の発展と位置づけ、「社会的災害の被害救済に係る横断的・総合的制度研究」と題し、対象の幅を広げて、社会的災害の典型ともいえる公害はもとより各種の薬害、アスベスト労災・公害、原爆症等の補償・救済制度を検討に加えた。それら歴史的経緯の中で個別的に形成され、制度設計や補償内容・水準も異なる各救済制度や協定などを、共通の項目に沿って整理し、分野横断的に比較研究を行うこととした。

文献調査と平行して、社会的災害の各問題について現場での実地調査を重視し、課題のスクリーニングを行う必要がある。その場合の手法としては、調査票などの定型設問では得がたい複雑な情報を入手できる等の利点から、直接現地に入っの訪問調査(面接型ヒアリング口述法)を主体と

する。

その上で、分野横断的に、比較の指標となる共通の項目を括りだし、それをもとにより深い実態調査を行うという順序で考えている。

4. 研究成果

当初からの課題である原爆症(広島・長崎)の健康障害および被害補償制度の実態調査に併せて、平成 23 年度には福島第一原発事故被災地域における放射線被曝による健康影響の問題が急浮上してきたため、広島・長崎に加えて福島県内の原発からの距離等に応じて分断された区域ごとの複数の自治体をモデルケースに検討対象に加えるかたちをとった。

これらをふまえ、我々は各補償システムの中身について具体的に踏み込み、共通の定型化した比較項目を用いて相互比較が可能となるような作業を進めてきた。その比較項目は、「認定の方法」「認定条件」「一時金」「年金給付」「医療給付」「遺族補償」等、15 分類 88 項目にわたる。それらを指標として、環境被害とそれ以外との補償システムの分野横断的な比較ができるようになった。それによって見えてきた視点や教訓を手がかりに、補償システムの内容・水準においてきわめて大きな格差のある別建ての補償システムの中身について利点・欠点を点検し、具体的な制度改善を求めていくことを提言できたと考えている。また、それらをふまえた、迅速な救済を可能とするあるべき救済制度の創設についても提言を行ってきた。

上記の提言などを行う研究成果の公表としては、学会誌等に本研究の研究成果を複数発表するとともに、シンポジウムの企画、及び学会・フォーラム等での報告を行い、本研究の意義を積極的に世に問うことを意識的に追求してきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 15 件)

(1) 尾崎寛直・渡邊真也ほか(2015)「避難地域の医療・福祉にみる復興の課題」『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』ミネルヴァ書房、2015 年 6 月 18 日刊行、pp.100-121

(2) 尾崎寛直(2015)「原発避難と復興政策の狭間にゆれる被災者の生活問題」『居住福祉研究』第 19 号、東信堂、2015 年 5 月 15 日刊行、pp.5-14

(3) 尾崎寛直(2015)「横断的比較による水俣病の補償システムの検証」『環境と公

害』44巻4号,岩波書店,2015年4月25日刊行,pp.16-18

以上3点については,2014年度中に掲載確定済み。

(4)尾崎寛直(2015)「被災者の暮らしの再建と医療・福祉的課題」『環境と公害』44巻3号,岩波書店,2015年1月25日刊行,pp.

(5)尾崎寛直(2014)「原子力災害からの復興と医療・福祉的課題」『原子力災害からの生活再建と地域の振興—旧緊急時避難準備区域の実状を踏まえて』OCU-GSB Working Paper No.201409(大阪市立大学),pp.40-48

(6)尾崎寛直(2013)「地域医療からとらえる西淀川公害」『西淀川公害の40年—維持可能な環境都市をめざして』ミネルヴァ書房,pp.31-64

(7)尾崎寛直(2013)「『被爆』と『被曝』から被害補償を考える」『環境と公害』43巻2号,岩波書店,pp.44-50

(8)尾崎寛直(2013)「大気汚染裁判終結後の道路公害対策—川崎,東京における取り組みから」『環境と公害』42巻3号,岩波書店,pp.35-39

(9)尾崎寛直(2013)「環境被害等の補償・救済にかかわる横断的比較制度研究」環境経済・政策学会編『環境経済・政策研究』第6巻1号,pp.105-108

(10)除本理史・土井妙子・尾崎寛直(2013)「福島県大熊町の原発避難者に対する聞き取り調査」『環境と公害』42巻3号,岩波書店,pp.50-54

(11)尾崎寛直(2012)「地域医療と都市公害問題との接点—「医療」の大衆化と公害患者の主体化」『大阪・西淀川の公害問題と地域社会』OCU-GSB Working Paper No.201205,pp.20-42

(12)尾崎寛直(2012)「原子力災害にともなう被曝の健康障害をめぐって—計画的避難区域・福島県飯館村の事例から—」『福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書』OCU-GSB Working Paper No.201201,pp.47-74

(13)尾崎寛直(2012)「公害等の補償・救済制度に関する横断的な比較研究の意義」日本環境学会編『人間と環境』38巻1号,pp.26-29

(14)除本理史・尾崎寛直(2011)「水俣病特別措置法と環境・福祉対策の課題—水俣市および水俣・芦北地域の再生・振興の観点から—」『東京経大会誌』経済学 No.269,pp.165-192

(15)尾崎寛直(2011)「大気汚染公害地域と医師会—西淀川公害と四日市公害から見る『地域医』の意義」『地域における公害経験の社会的活用に関する比較研究2009-2011年度科学研究費補助金研究成果中間報告書』(課題番号・21530559,代表・藤川賢),pp.39-53

〔学会発表〕(計8件)

尾崎寛直「避難者の生活課題と暮らしの再建」第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラム「環境・原発災害と防災に関するシンポジウム」2015/03/16

尾崎寛直「暮らしの再建と医療・福祉システム」第29回ニッセイ財団助成研究ワークショップ「被災地域コミュニティの復興と再生」2015/02/07

尾崎寛直「日本の環境問題の教訓—大気汚染公害の経験から—」ベトナム・ホーチミン国家政治学院第5回幹部候補者研修2014/11/07

尾崎寛直「医療・福祉問題から見える復興の課題」福島弁護士会シンポジウム「原子力災害からの生活再建と地域の復興」2014/09/06

尾崎寛直「3年目の福島原発避難者の生活と課題」第30回天草環境会議2013/07/13

尾崎寛直「原爆症,森永ひ素ミルク中毒,医薬品副作用被害,薬害エイズ,そしてフクシマ—『被害補償』のあるべき姿を問う—」司会・コーディネーター,第2回公害薬害職業病補償シンポジウム,2012/02/04

Hironao Ozaki, "A Comparative study on the relief institutions of Environmentally-damaged victims in Japan", APNEC-10 Environmental Legal Proceedings (Taipei,Taiwan), 2011/11/20

尾崎寛直「大都市の大気汚染被害と地域再生」第28回日本環境会議東京大会,2011/07/03

〔図書〕(計2件)

上記(1),(6)に重なるが,共著書として以下の2冊を上梓した。

・『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』ミネルヴァ書房,2015年6月18日刊行(2014年度中に発行確定)

・『西淀川公害の40年—維持可能な環境

都市をめざして』ミネルヴァ書房，2013
年3月刊行

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

尾崎 寛直 (OZAKI, Hironao)
東京経済大学・経済学部・准教授
研究者番号：20385131

(2) 研究分担者

(なし)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(なし)

研究者番号：